

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                  |
|-------|-----------------------|
| 12    | 後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯田市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

飯田市長

## 公表日

令和8年3月31日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務                            |  |
|---|--|
| ①事務の名称  | 後期高齢者医療に関する事務  |
| ②事務の概要  | 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保険料の徴収に関する事務、被保険者に係る申請等の受理に関する事務、資格確認書の申請等の受理に関する事務、後期高齢者医療給付の申請等の受理に関する事務、一部負担金の減額、免除の申請等の受理に関する事務など                                     |
| ③システムの名称  | 後期高齢者医療システム<br>特別徴収管理システム<br>統合宛名システム<br>後期高齢者医療広域連合電算処理システム   |
| 2. 特定個人情報ファイル名                                  |  |
| 後期高齢者宛名情報ファイル<br>後期高齢者特別徴収対象者情報ファイル<br>宛名情報ファイル |  |
| 3. 個人番号の利用                                      |  |
| 法令上の根拠  | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表 第85項<br>並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第46条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携                        |  |
| ①実施の有無  | [ 実施する ]<br><br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠   | 【情報照会】<br>番号法第19条第8号及び同号に基づく主務省令第2条の表117の項<br>【情報提供】<br>番号法第19条第8号及び同号に基づく主務省令第2条の表115の項   |
| 5. 評価実施機関における担当部署                               |  |
| ①部署   | 保健課  |
| ②所属長の役職名  | 保健課長   |
| 6. 他の評価実施機関                                     |  |
|   |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                          |  |
| 請求先   | 飯田市役所 こども未来健康部保健課<br>長野県飯田市大久保町2534番地<br>0265-22-4511  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ                        |  |
| 連絡先   | 飯田市役所 こども未来健康部保健課<br>長野県飯田市大久保町2534番地<br>0265-22-4511  |

9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和8年3月31日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和8年3月31日 時点   |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                    |           |  |
|--|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                   |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                            |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                 | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)      |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                    | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                 |   |   |
|---------------------------------|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か     | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない |   |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か           | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠                           | 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。さらに、次の局面では特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。<br>・本人情報のデータベースへの入力<br>・本人情報が記載された申請書の廃棄 等 |   |

| 9. 監査  |   |
|--|---|
| 実施の有無  | <input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査   |
| 10. 従業員に対する教育・啓発   |   |
| 従業員に対する教育・啓発   | <input type="checkbox"/> 十分に行っている      ]<br><選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ol>  |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する |   |
| 最も優先度が高いと考えられる対策   | <input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策      ]<br><選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol> |
| 当該対策は十分か【再掲】   | <input type="checkbox"/> 十分である      ]<br><選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>   |
| 判断の根拠  | 飯田市情報セキュリティ対策基準に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、定期的な情報セキュリティ研修の実施や、特定個人情報を含む書類は施錠できる保管庫に保管することを徹底するなどの運用を実施している。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。  |

## 変更箇所

| 変更日         | 項目                       | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|--------------------------|--|--|------|-----------|
| 平成27年7月30日  | 1. 特定個人情報を取り扱う事務③システムの名称 |  | 後期高齢者医療広域連合電算処理システムを追加記載   | 事前   |           |
| 平成27年7月30日  | 2. 特定個人情報ファイル名           |  | 後期高齢者医療関連情報ファイルを追加記載   | 事前   |           |
| 平成28年12月21日 | I . 5. ②                 | 保健課長 牧野康剛  | 保健課長 遠山運   | 事後   |           |
| 平成28年12月21日 | II . 1                   | 平成26年12月1日 時点  | 平成28年12月1日 時点  | 事後   |           |
| 平成28年12月21日 | II . 2                   | 平成26年12月1日 時点  | 平成28年12月1日 時点  | 事後   |           |
| 令和1年5月1日    | I . 5. ②                 | 保健課長 遠山運   | 保健課長   | 事後   |           |
| 令和1年5月1日    | II . 1                   | 平成28年12月1日 時点  | 令和1年5月1日 時点  | 事後   |           |
| 令和1年5月1日    | II . 2                   | 平成28年12月1日 時点  | 令和1年5月1日 時点  | 事後   |           |
| 令和1年5月1日    | IV                       |  | 様式変更に伴い追記  | 事後   |           |
| 令和8年3月31日   | I 1 ②事務の概要               | 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保険料の徴収に関する事務、被保険者に係る申請等の受理に関する事務、被保険者証又は認定証の申請等の受理に関する事務、後期高齢者医療給付の申請等の受理に関する事務、一部負担金の減額、免除の申請等の受理に関する事務など                                    | 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保険料の徴収に関する事務、被保険者に係る申請等の受理に関する事務、資格確認書の申請等の受理に関する事務、後期高齢者医療給付の申請等の受理に関する事務、一部負担金の減額、免除の申請等の受理に関する事務など                                     | 事前   | 番号法改正     |
| 令和8年3月31日   | I 3. 個人番号の利用             | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表第一 第59項<br>並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第46条 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表 第85項<br>並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第46条 | 事前   | 番号法改正     |

| 変更日       | 項目                              | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---------------------------------|---|--|------|-----------|
| 令和8年3月31日 | I 4②法令上の根拠                      | 番号法第19条第7号 別表第二<br>(別表第二における情報提供の根拠):(83項)<br>(別表第二における情報照会の根拠):(82項)<br><br>行政手続における特定の個人を識別するための<br>番号の利用等に関する法律別表第二の主務<br>省令で定める事務及び情報を定める命令<br>(情報提供の根拠):未定<br>(情報照会の根拠):未定 | 【情報照会】<br>番号法第19条第8号及び同号に基づく主務省令<br>第2条の表117の項<br>【情報提供】<br>番号法第19条第8号及び同号に基づく主務省令<br>第2条の表115の項 | 事前   | 番号法改正     |
| 令和8年3月31日 | I 7特定個人情報の開示・訂<br>正・利用停止請求      | 飯田市役所 健康福祉部保健課<br>長野県飯田市大久保町2534番地<br>0265-22-4511  | 飯田市役所 こども未来健康部保健課<br>長野県飯田市大久保町2534番地<br>0265-22-4511  | 事後   | 組織機構改革    |
| 令和8年3月31日 | I 8特定個人情報ファイルの<br>取り扱いに関する問い合わせ | 飯田市役所 健康福祉部保健課<br>長野県飯田市大久保町2534番地<br>0265-22-4511  | 飯田市役所 こども未来健康部保健課<br>長野県飯田市大久保町2534番地<br>0265-22-4511  | 事後   | 組織機構改革    |
| 令和8年3月31日 | IV 8人手を介在させる作業                  | -   | 新規記載   | 事前   | 様式改定      |
| 令和8年3月31日 | IV 11最も優先度が高いと考<br>えられる対策       | -   | 新規記載   | 事前   | 様式改定      |